

分類表

(飲食サービス業)

【13】企業調査票第2面「17建設、サービス収入の内訳」については、この分類表を参照し、回答してください。

● 調査票への記入方法 1

以下の「サービスの種類」は、調査票第1面の「9企業全体の事業別売上（収入）金額」の事業別内訳と対応しています。

⑦ 不動産事業の収入		
● 不動産サービス	2
⑨ 飲食サービス事業の収入		
● 飲食サービス	2
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入		
● その他の生活関連サービス 〔冠婚葬祭サービス〕	3
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入		
● 専門サービス	3
⑲ 上記以外のサービス事業の収入		
● 各種団体・組合における賦課金・会費収入	3

以下の「サービスの種類」は、調査票第1面の「9企業全体の事業別売上（収入）金額」の特定の事業別内訳に限定したサービスではありません。1ページの「記入上の注意」を参照してください。

● 寄付金、補助金、運営費交付金等 3

ホームページのご案内・お問合せ先

〈令和3年経済センサス-活動調査 実施事務局〉

● ホームページにも『分類表（PDF）』を掲載しています。

経済センサス 実施事務局 調査関係書類

検索

URL : <https://www.e-census.go.jp/documents/>

※ (5) 分類表 (飲食サービス業) をご覧ください。

● 分類表に関するお問合せ先

【フリーダイヤル】 **0120-565-503** (通話無料)

IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合

045-522-2426

受付時間 午前9時～午後6時 (平日)

※お問合せの際は、電話番号をお確かめの上、おかけ間違いのないようお願いいたします。

タブレット
スマートフォンなどは
こちらから



調査票への記入方法

記入例

○ 飲食サービス業を営んでいるが、飲食サービス業による収入を含め、以下の収入がある場合の記入例

・小売業による収入	2,000万円	(小売の商品販売額)
・1か月以上の住宅賃貸による収入	200万円	(不動産事業の収入)
・食堂で提供する飲食サービスによる収入	4,000万円	(飲食サービスの事業の収入)
・持ち帰り弁当(客の注文を受けて調理したもの)の販売による収入	1,000万円	(飲食サービスの事業の収入)



(1) 調査票第1面「9 企業全体の事業別売上(収入)金額」(一部抜粋)

事業別内訳	売上(収入)金額									
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	万	円
① 農業、林業、漁業の収入										0,000
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)										0,000
⑤ 小売の商品販売額							2	0	0	0
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)										0,000
⑦ 不動産事業の収入								2	0	0
⑧ 物品賃貸事業の収入										0,000
⑨ 飲食サービス事業の収入							5	0	0	0
⑩ 医療、福祉事業の収入										0,000
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入										0,000
⑫ 運輸、郵便事業の収入										0,000
⑬ 金融、保険事業の収入										0,000
⑭ 宿泊事業の収入										0,000
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										0,000
⑯ 教育、学習支援事業の収入										0,000
⑰ 情報通信事業の収入										0,000
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										0,000
⑲ 上記以外のサービス事業の収入										0,000
合計										8欄「①売上(収入)金額」

本分類表には、これらの事業別内訳の「分類番号」及び「サービスの種類」が掲載されています。

(2) 調査票第2面「17 建設、サービス収入の内訳」(一部抜粋)

順位	分類番号	建設、サービスの種類	売上(収入)金額									
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	万	円
第1位	09-01	店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)							4	0	0	0
第2位	09-02	持ち帰り飲食サービス							1	0	0	0
第3位	07-07	住宅賃貸サービス(1か月以上)							2	0	0	0
第4位	-											0,000
第5位	-											0,000

記入上の注意

○ 本分類表に掲載している「サービスの種類」については、上記(1)の で囲まれている事業別内訳については幅広く掲載していますが、 で囲まれている事業別内訳については一部に限定して掲載しています。

- 2～3ページに掲載した「分類番号」の上2桁は、事業別内訳の番号「⑦、⑨、⑮、⑱、⑲」に対応しています。
- なお、「寄付金、補助金、運営費交付金等」については、特定の事業別内訳に限定されないため、「分類番号」の上2桁を便宜「20」とし、3ページに掲載しています。

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
不動産サービス		
不動産賃貸サービス		
住宅賃貸サービス（1か月以上）	07-07	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】
住宅賃貸サービス（1か月未満）	07-08	× 下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの）⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「④宿泊事業の収入」に該当
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	07-09	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス。収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く。 【内容例示】 ○ 事務所、店舗用建物賃貸 ○ 物流施設賃貸 × 会議室賃貸 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 × 劇場式ホール提供 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス業、娯楽事業の収入」に該当 × スポーツ施設提供 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス業、娯楽事業の収入」に該当 × 集会場、多目的ホール提供 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
屋外広告スペース提供サービス	07-20	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス 【内容例示】 ○ デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○ チラシの設置場所の提供 ○ アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 × 駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑳運輸、郵便事業の収入」に該当
飲食サービス		
飲食サービス（給食サービスを除く）		
店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）	09-01	客の注文に応じて、店舗内で調理した各種飲食物品を、その場で飲食させるサービス 【内容例示】 ○ 食堂・レストラン・バー・喫茶店等が店内で提供する飲食サービス ○ ホテルのルームサービス × 食堂・レストラン・バー・喫茶店等におけるテイクアウト ⇒「09-02 持ち帰り飲食サービス」 × 食堂・レストラン・バー・喫茶店等における出前 ⇒「09-03 配達飲食サービス（給食サービスを除く）」 × 学生食堂・社員食堂における学校・会社等からの委託料 ⇒「09-04 給食サービス（学校向け）」又は「09-06 給食サービス（その他）」 × 結婚式サービスに含まれる食事代 ⇒「15-23 結婚式サービス」
持ち帰り飲食サービス	09-02	客の注文に応じて、店舗内（車両等を含む。）で調理した各種飲食物品を、持ち帰る状態で提供するサービス 【内容例示】 ○ 食堂・レストラン・バー・喫茶店等におけるテイクアウト ○ 持ち帰り弁当（客の注文を受けて調理したもの） ○ 移動販売（客の注文を受けて調理したもの） × 持ち帰り弁当（作り置きしたもの）⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当 × 移動販売（作り置きしたもの）⇒【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当
配達飲食サービス（給食サービスを除く）	09-03	客の注文に応じて、事業所内で調理した各種飲食物品を、客の求める場所に配達するサービス 【内容例示】 ○ ピザの宅配、仕出し、ケータリングサービス ○ 個人向けの配食サービス ○ 食堂・レストラン・バー・喫茶店等における出前 × 機内食の調理・配達サービス ⇒「09-06 給食サービス（その他）」

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「9 企業全体の事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
給食サービス		
給食サービス（学校向け）	09-04	学校から委託を受け、継続的に生徒・教職員などに調理した飲食料品を提供するサービス 【内容例示】 × 生徒・教職員が個人で負担する学生食堂の食事代 ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」 × 学校行事等の一時的に提供する飲食料品の配達サービス ⇒ 「09-03 配達飲食サービス（給食サービスを除く）」 × 学校が学生から受取る給食代 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑩教育、学習支援事業の収入」に該当
給食サービス（医療・福祉施設向け）	09-05	医療・福祉施設から委託を受け、継続的に患者・施設利用者などに調理した飲食料品を提供するサービス 【内容例示】 × 患者・施設利用者が個人で負担する食堂の食事代 ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」
給食サービス（その他）	09-06	その他の給食サービス 【内容例示】 ○ 社員食堂での会社からの委託料 ○ 機内食の調理・配達サービス × 社員が個人で負担する社員食堂の食事代 ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」
その他の生活関連サービス		
冠婚葬祭サービス		
結婚式サービス	15-23	挙式、披露宴（二次会等も含む。）などの婚礼のための施設・サービスの提供を含む複合的なサービス ※挙式又は披露宴と一体的に提供されるブーケ・会場装花、貸衣装、美容・着付、写真・動画、引き出物、司会、演出などを含みます。 【内容例示】 × 単独のサービスとして提供する飲食サービス ⇒ 「09-01 店舗内飲食サービス（給食サービスを除く）」 × 単独のサービスとして提供する貸衣装 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑩物品賃貸事業の収入」に該当 × 単独のサービスとして提供する写真撮影 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス」に該当
専門サービス		
フランチャイズ運営サービス（関連する商標の使用許諾サービスを含む）	18-16	ロイヤリティ等を対価として、フランチャイザーがフランチャイジーに提供する商標の使用、ノウハウの利用、経営指導等のサービス
各種団体・組合における賦課金・会費収入		
各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○ 協同組合の組合員に対する賦課金 ○ 入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） × 寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」 × 観光協会の会費 ⇒ 【建設、サービス収入の内訳 対象外】第1面「企業全体の事業別売上（収入）金額」欄の「⑩運輸、郵便事業の収入」に該当

以下の「分類番号」は、特定の事業別内訳に限定されないため、上2桁を便宜「20」としています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
寄付金、補助金、運営費交付金等		
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入